

大津町地域づくり活動支援事業について

1. 事業の目的

この事業は、地域のみんなの顔が見える関係を築いて、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげることが目的として、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動に対して補助金を交付するものです。

※事前に申請が必要です。

2. 補助対象の団体

(1) 各行政区及びその集合体

(2) 組及びその集合体

※「組及びその集合体」が申請する場合は、該当する行政区の区長の確認が必要です。

3. 補助対象事業

地域のみんなの顔が見える関係を築き、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげるために、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動であり、次に定めるもの。

- ①生活環境の整備、美観の維持に関する活動（地域の町道の除草、清掃含む）
- ②安全・安心な地域づくりに関する活動
- ③健康、福祉の充実に関する活動
- ④文化活動、スポーツ振興に関する活動
- ⑤地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動
- ⑥地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動
- ⑦その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動

■ 補助対象事業とならないもの

- ・ 営利目的及び政治的活動並びに神社仏閣等の宗教に関するもの
- ・ 国、県又は他の団体の補助事業に該当し、その助成を受けたもの
- ・ 本町の他の補助事業に該当するもの

4. 補助率及び限度額等

活動内容	補助率	補助限度額
①の活動	3分の2以内	30万円
②から⑦の活動	2分の1以内	

5. 補助対象とならない経費

■ 補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費のみとし、以下の経費は補助対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- (2) 飲食費（会議等におけるお茶・水代はOK）
※アルコール（ノンアルコール含む）飲料は対象外
- (3) 用地費
- (4) 地域の施設、設備等の維持管理に係る経費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 工事請負費のみの事業、委託料のみの事業、備品購入費のみの事業及びこれらの組み合わせのみの事業
- (7) その他事業の実施に直接関係のない経費、及び町長が社会通念上適切でないと認めた経費
- (8) 申請前に契約、購入等がなされたもの

※ただし、活動を行ううえで必要な備品購入（1万円以上）については対象とするが、補助率は3分の1以内とする。

※祭り等における景品の単価については、上限額を5,000円とし、参加賞など広く参加者に配布するものの単価については、上限額を500円とする。
また、商品券等の金券は対象外。

6. 申請期間

申請は、随時受付ける。ただし、事前申請が必要。

年間を通じて事業を実施される場合は、年度当初に申請をお願いします。

7. その他

（地区担当職員との連携）

事業を実施する団体は、地区担当職員と協議のうえ補助金交付申請書を提出し、また、事業実施後は、同様に地区担当職員の確認後、補助金実績報告書を提出する。

【担当】

大津町役場 総務課 地域づくり推進係

電話 096-293-3111